

入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする政府方針の撤回を求める意見書

菅前首相は、本年8月2日に開催された新型コロナウイルス感染症の医療提供体制に関する閣僚会議において、重症患者や重症化リスクの高い方以外は自宅での療養を基本とする方針を発表した。翌8月3日には、重症患者や中等症以下の患者の中で特に重症化リスクの高い者に入院治療を重点化し、入院の必要がある患者以外は自宅療養を基本とする考え方をとることも可能である旨、各都道府県・保健所設置市・特別区宛てに通知した。

これに対し批判の声もあったことから、8月5日には同通知の説明資料に「入院は重症患者、中等症患者で酸素投与が必要な者、投与がなくても重症化リスクがある者に重点化」などの修正を行ったが、入院治療の対象者を重点化し、それ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする方針は撤回していない。

自宅療養中の患者が亡くなる事例も生じており、患者の症状は常に急変する可能性があることを肝に銘じた対応が必要であることから、政府は病床確保や宿泊療養施設など医療スタッフが常駐する環境の整備に尽力し、全ての患者の命を救おうとする姿勢を国民に対して示す必要がある。

よって、政府においては、入院を必要とする患者が入院できない事態を招かないために、入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする方針を撤回するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）10月28日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員